

令和7年第3回

おいらせ町教育委員会定例会

おいらせ町教育委員会

令和7年第3回おいらせ町教育委員会定例会日程

令和7年3月27日（木） 午後3時
おいらせ町役場分庁舎 402会議室

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

署名委員

署名委員

3 会期の決定 令和7年3月27日（木） 日間

4 教育長報告

5 各課報告

① 学務課

② 社会教育・体育課

6 付議案件

議案第 1 号 おいらせ町共同学校事務室員の指名について

議案第 2 号 おいらせ町外国語指導助手の任用について

議案第 3 号 おいらせ町立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

議案第 4 号 おいらせ町教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則について

議案第 5 号 おいらせ町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

議案第 6 号 おいらせ町特別支援教育支援員設置要綱の一部を改正する訓令について

議案第 7 号 おいらせ町教育相談支援員設置要綱の一部を改正する訓令について

議案第 8 号 おいらせ町立学校体育施設利用規程の一部を改正する告示について

7 協議事項

8 報告事項

報告第 1 号 令和7年第1回おいらせ町議会定例会報告について

報告第 2 号 令和 7 年度おいらせ町教育委員会会計年度任用職員の任用について

報告第 3 号 学校給食費の額の変更について

9 その他

教育委員会定例会 3月教育長報告

令和7年3月27日

(報告事項)

日	曜日	行 事 名
1	土	百石高校卒業式 町表彰授与式
2	日	
3	月	教委打合せ 定例庁議
4	火	
5	水	寄贈式(町社会福祉協議会)
6	木	議会(開会) 一般質問答弁書ヒアリング 寄贈式(中屋敷建設)
7	金	七戸養護学校卒業式
8	土	
9	日	
10	月	議会(一般質問) 教委打合せ
11	火	議会(議案審議)
12	水	議会(予算特別委員会) 校長面談
13	木	議会(予算特別委員会・閉会)
14	金	
15	土	
16	日	
17	月	教委打合せ 青少年育成町民会議役員会
18	火	公民館運営審議会
19	水	甲洋小学校卒業式 寄贈式(三沢地区安全運転事業主会・管理者協会)
20	木	
21	金	社会教育委員会議
22	土	
23	日	
24	月	教委打合せ 地域学校協働本部会議
25	火	百石高校魅力アップ推進協議会
26	水	
27	木	教育委員会定例会
28	金	
29	土	
30	日	
31	月	町職員退職辞令交付式 新任教頭辞令交付式 教職員退職辞令交付式

※ 上記記載の「教委」は教育委員会事務局を略したものです。

[その他]

3月・4月行事予定及び報告事項

< 3 月 >

日	曜日	行 事 等	場所等
1 1 日	火	下田・百石中学校卒業式	各校
1 3 日	木	木ノ下中学校卒業式	木ノ下中学校
1 9 日	水	町内5小学校卒業式	各校
2 5 日	火	教頭会	みなくる館
2 7 日	木	教育委員会定例会	分庁舎

< 4 月 >

日	曜日	行 事 等	場所等
7 日	月	町立小・中学校入学式	各校
1 0 日	木	校長会	みなくる館
1 1 日	金	町奨学生選考委員会	分庁舎
2 2 日	火	教頭会	分庁舎
2 4 日	木	教育委員会定例会	分庁舎

3月・4月行事予定及び報告事項

【社会教育関係】

3 月	行 事 名	場 所
17日（月）	青少年育成町民会議三役会	分庁舎
18日（火）	文化協会三役会	分庁舎
18日（火）	公民館運営審議会	分庁舎
21日（金）	社会教育委員会議	分庁舎
24日（月）	地域学校協働本部会議	分庁舎

4 月	行 事 名	場 所
4日（金）	文化協会監査	分庁舎
12日（土）	子ども会育成連合会総会	中央公民館
16日（水）	連合婦人会総会	東公民館
17日（木）	高齢者教室	老人福祉センター
19日（土）	文化協会定例総会	みなくる館
24日（木）	青少年育成町民会議理事会・総会	東公民館

その他の事項(事務連絡等)

◆青少年育成町民会議横断旗点検 実施日:4/4(金) 場所:町内

3月・4月行事予定及び報告事項

【体育振興関係】

3 月	行 事 名	場 所
2日（日）	スポ少指導者研修会	交流センター
21日（金）	スポーツ推進審議会	分庁舎
26日（水）	スポーツ協会三役会・理事会	分庁舎

4 月	行 事 名	場 所
2日（水）	スポーツ協会・スポーツ少年団監査会	分庁舎
9日（水）	スポーツ少年団総会	みなくる館
17日（木）	三大会実行委員会	分庁舎
18日（金）	スポーツ協会総会	月見旅館
20日（日）	第9回おいらせ町長旗争奪野球大会	下田公園

その他の事項(事務連絡等)

◆第40回いちょうマラソン大会申込受付(期間:4/1(火)～5/9(金)、定員:700名、申込方法:ランネットのみ)

議案第 1 号

おいらせ町共同学校事務室員の指名について

おいらせ町共同学校事務室設置規則（令和5年おいらせ町教育委員会規則第2号）に基づき、おいらせ町共同学校事務室員を次のとおり指名する。

共同学校事務室名	職 名	発令年月日	氏 名	備 考
おいらせ町北部 共同学校事務室	室 員	令和6年10月1日	長 根 あずさ	甲洋小学校
おいらせ町南部 共同学校事務室	室 員	令和6年10月1日	小 泉 千鶴子	木内々小学校
	室 員	令和7年2月1日	竹ヶ原 るみ子	百石小学校

令和7年3月27日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

おいらせ町共同学校事務室の室員に学校事務職員を指名するにあたり、青森県教育委員会から同意を得て提案するものである。

議案第 2 号

おいらせ町外国語指導助手の任用について

おいらせ町外国語指導助手（ALT）について、おいらせ町外国語指導助手設置要綱（令和2年おいらせ町教育委員会訓令第5号）に基づき、次のとおり任用する。

氏名	性別	生年月日	令和7年度任用期間	備考
ヴォ・スウングーン	[REDACTED]	[REDACTED]	令和7年4月1日から 令和7年8月1日まで	3年目 後期任期
ジャスティン・カマッチョ	[REDACTED]	[REDACTED]	令和7年4月1日から 令和7年8月4日まで	1年目 後期任期
アブドル アジズ・ジーター	[REDACTED]	[REDACTED]	令和7年4月1日から 令和7年8月4日まで	1年目 後期任期

令和7年3月27日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

外国語指導助手の任期満了に伴い、任期を更新するため提案するものである。

議案第 3 号

おいらせ町立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

令和7年度のおいらせ町立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師について、おいらせ町立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則（平成18年おいらせ町教育委員会規則第12号）に基づき、別紙のとおり委嘱する。

令和7年3月27日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

令和7年度の町内小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱するため提案するものである。

おいらせ町立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師

1 氏名等

職名	区分	氏名	性別	生年月日	住所	担当校
学 校 医	内科医	渡邊 珠夫 (下田診療所)				下田小、木内々小 下田中、木ノ下中
学 校 医	内科医	石田 正実 (石田温泉病院)				木ノ下小、百石小 甲洋小、百石中
学校歯科医	歯科医	木村 英敏 (木村歯科医院)				百石小 甲洋小
学校歯科医	歯科医	昆 麻子 (昆歯科医院)				下田中 百石中
学校歯科医	歯科医	後村 誠 (あとむら歯科医院)				下田小 木ノ下小・中
学校歯科医	歯科医	矢幅 比呂嗣 (やはば歯科クリニック)				木内々小 木ノ下小
学校薬剤師	薬剤師	小池 智彦				木ノ下中
学校薬剤師	薬剤師	嶋脇 博子				木内々小
学校薬剤師	薬剤師	立花 央士				木ノ下小 百石中
学校薬剤師	薬剤師	藤田 泰子				下田小
学校薬剤師	薬剤師	石村 恭一				下田中
学校薬剤師	薬剤師	田中 栄				百石小
学校薬剤師	薬剤師	菊池 正悟				甲洋小

※ 学校薬剤師の所属は、八戸市学校薬剤師会

2 委嘱期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

議案第 4 号

おいらせ町教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則
について

おいらせ町教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則（平成18年おいらせ町教育
委員会規則第4号）の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和7年3月27日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

町の行政職職務の級の格付け見直しにより参事等の職名が廃止されることに伴う、所要
の改正及び分掌事務の整理を行うため提案するものである。

おいらせ町教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

おいらせ町教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則（平成18年おいらせ町教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「、参事及び副参事」を削り、同条第3号中「及び主査」を「、主査及び主事」に改める。

第5条第1項第1号イ中（キ）及び（ク）を削り、（ケ）を（キ）とし、同号ウ中（イ）を削り、（ウ）を（イ）とし、第2号ア（ウ）中「視聴覚教育」を「地域学校協働活動」に改め、同号ア（ク）中「成人式」を「二十歳の記念式典」に改め、同号ア中（コ）を削り、（サ）を（コ）とし、（シ）から（ソ）までを（サ）から（セ）とし、（セ）の次に次のように加える。

（ソ）公民館運営審議会に関すること。

第5条第1項第2号ア中（テ）を（ト）とし、（ツ）を（テ）とし、（チ）を（ツ）とし、（タ）の次に次のように加える。

（チ）町立図書館協議会に関すること。

第5条第1項第2号エ（ア）中「体育運動施設」を「スポーツ施設」に改め、同号エ（ウ）中「保健体育行政」を「スポーツ行政」に改め、同号エ（エ）中「保健体育の指導計画」を「スポーツ推進審議会」に改め、同号エ（カ）中「保健体育」を「スポーツ」に改め、同号エ（キ）中「保健体育行事」を「スポーツ行事」に改める。

第6条第1項中「、参事は」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第10項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 5 号

おいらせ町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

おいらせ町教育委員会事務決裁規程（平成18年おいらせ町教育委員会訓令第2号）の一部を改正する訓令を別紙のとおり定める。

令和7年3月27日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

町の行政職職務の級の格付け見直しにより、参事等の職名が廃止されることに伴い、所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

おいらせ町教育委員会事務決裁規程（平成18年おいらせ町教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第8条中「上席の参事、総括副参事、副参事及び課長補佐の順で」を「課長補佐が」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 6 号

おいらせ町特別支援教育支援員設置要綱の一部を改正する訓令について

おいらせ町特別支援教育支援員設置要綱（令和2年おいらせ町教育委員会訓令第6号）の一部を改正する訓令を別紙のとおり定める。

令和7年3月27日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

特別支援教育支援員の勤務に関する提出書類について、記入内容等の見直しにより様式の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町特別支援教育支援員設置要綱の一部を改正する訓令

おいらせ町特別支援教育支援員設置要綱（令和２年おいらせ町教育委員会訓令第６号）の一部を次のように改正する。

第１２条の２第３項中「１月あたり」を「１月当たり」に改める。

様式第２号、様式第５号及び様式第６号を次のように改める。

様式第２号（第５条関係）

特別支援教育支援員勤務計画表（ 年 月分）

								校長確認印	担当確認印
学校名				氏 名					
日付	曜日	勤務時間	備考	日付	曜日	勤務時間	備考		
1 日		時間		17 日		時間			
2 日		時間		18 日		時間			
3 日		時間		19 日		時間			
4 日		時間		20 日		時間			
5 日		時間		21 日		時間			
6 日		時間		22 日		時間			
7 日		時間		23 日		時間			
8 日		時間		24 日		時間			
9 日		時間		25 日		時間			
10 日		時間		26 日		時間			
11 日		時間		27 日		時間			
12 日		時間		28 日		時間			
13 日		時間		29 日		時間			
14 日		時間		30 日		時間			
15 日		時間		31 日		時間			
16 日		時間		勤務時間数		時間	勤務 日数	日	

※当月の初日の勤務日までに学務課に提出すること。ただし、４月または新たに採用された月は、採用となった日から１０日以内に提出すること。

特別支援教育支援員出勤簿（ 年 月分）

学校名				氏 名		印	
No.	勤務日(曜日)	勤務時間			休暇時間		
1	日 ()	時 分 ~ 時 分	時間	時 分	☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給()	☐ 特休・無給	
2	日 ()	時 分 ~ 時 分	時間	時 分	☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給()	☐ 特休・無給	
3	日 ()	時 分 ~ 時 分	時間	時 分	☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給()	☐ 特休・無給	
4	日 ()	時 分 ~ 時 分	時間	時 分	☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給()	☐ 特休・無給	
5	日 ()	時 分 ~ 時 分	時間	時 分	☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給()	☐ 特休・無給	
6	日 ()	時 分 ~ 時 分	時間	時 分	☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給()	☐ 特休・無給	
7	日 ()	時 分 ~ 時 分	時間	時 分	☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給()	☐ 特休・無給	
8	日 ()	時 分 ~ 時 分	時間	時 分	☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給()	☐ 特休・無給	
9	日 ()	時 分 ~ 時 分	時間	時 分	☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給()	☐ 特休・無給	
10	日 ()	時 分 ~ 時 分	時間	時 分	☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給()	☐ 特休・無給	
11	日 ()	時 分 ~ 時 分	時間	時 分	☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給()	☐ 特休・無給	
12	日 ()	時 分 ~ 時 分	時間	時 分	☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給()	☐ 特休・無給	
13	日 ()	時 分 ~ 時 分	時間	時 分	☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給()	☐ 特休・無給	
14	日 ()	時 分 ~ 時 分	時間	時 分	☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給()	☐ 特休・無給	
15	日 ()	時 分 ~ 時 分	時間	時 分	☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給()	☐ 特休・無給	
16	日 ()	時 分 ~ 時 分	時間	時 分	☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給()	☐ 特休・無給	
17	日 ()	時 分 ~ 時 分	時間	時 分	☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給()	☐ 特休・無給	
18	日 ()	時 分 ~ 時 分	時間	時 分	☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給()	☐ 特休・無給	
19	日 ()	時 分 ~ 時 分	時間	時 分	☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給()	☐ 特休・無給	
20	日 ()	時 分 ~ 時 分	時間	時 分	☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給()	☐ 特休・無給	
21	日 ()	時 分 ~ 時 分	時間	時 分	☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給()	☐ 特休・無給	
勤務日数		日		勤務時間数	時間	4月からの 累計勤務時間数	時間

記入上の注意

1. この出勤簿は、実際の勤務時間について記入すること。
2. 勤務時間が6時間を超える場合は、休憩時間を45分取得すること。なお、勤務時間数には含めない。

特別支援教育支援員勤務状況報告書(年 月分)

No.

学校名		氏名		校長確認印		担当確認印	
勤務日時	日 始 時 分 から () 終 時 分 まで	勤務時間	時間	休憩時間	分	休暇時間	時間
☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給 () ☐ 特休・無給 ()							
内容 (該当に☑) ☐ 授業等における学習指導の支援(教室移動・安全確保・周囲配慮・学校行事等) ☐ 校外行事等における安全確保の支援(移動・安全確保・健康確保・周囲配慮等) ☐ 校内における生活指導の支援(日常生活・安全確保・健康確保・給食・トイレ等) ☐ 上記のほか、学校長が学校生活に関して必要と認める業務(打合せ・書類作成等)						支援した児童生徒数(学級数) 人 () 付記	
勤務日時	日 始 時 分 から () 終 時 分 まで	勤務時間	時間	休憩時間	分	休暇時間	時間
☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給 () ☐ 特休・無給 ()							
内容 (該当に☑) ☐ 授業等における学習指導の支援(教室移動・安全確保・周囲配慮・学校行事等) ☐ 校外行事等における安全確保の支援(移動・安全確保・健康確保・周囲配慮等) ☐ 校内における生活指導の支援(日常生活・安全確保・健康確保・給食・トイレ等) ☐ 上記のほか、学校長が学校生活に関して必要と認める業務(打合せ・書類作成等)						支援した児童生徒数(学級数) 人 () 付記	
勤務日時	日 始 時 分 から () 終 時 分 まで	勤務時間	時間	休憩時間	分	休暇時間	時間
☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給 () ☐ 特休・無給 ()							
内容 (該当に☑) ☐ 授業等における学習指導の支援(教室移動・安全確保・周囲配慮・学校行事等) ☐ 校外行事等における安全確保の支援(移動・安全確保・健康確保・周囲配慮等) ☐ 校内における生活指導の支援(日常生活・安全確保・健康確保・給食・トイレ等) ☐ 上記のほか、学校長が学校生活に関して必要と認める業務(打合せ・書類作成等)						支援した児童生徒数(学級数) 人 () 付記	
勤務日時	日 始 時 分 から () 終 時 分 まで	勤務時間	時間	休憩時間	分	休暇時間	時間
☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給 () ☐ 特休・無給 ()							
内容 (該当に☑) ☐ 授業等における学習指導の支援(教室移動・安全確保・周囲配慮・学校行事等) ☐ 校外行事等における安全確保の支援(移動・安全確保・健康確保・周囲配慮等) ☐ 校内における生活指導の支援(日常生活・安全確保・健康確保・給食・トイレ等) ☐ 上記のほか、学校長が学校生活に関して必要と認める業務(打合せ・書類作成等)						支援した児童生徒数(学級数) 人 () 付記	
勤務日時	日 始 時 分 から () 終 時 分 まで	勤務時間	時間	休憩時間	分	休暇時間	時間
☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給 () ☐ 特休・無給 ()							
内容 (該当に☑) ☐ 授業等における学習指導の支援(教室移動・安全確保・周囲配慮・学校行事等) ☐ 校外行事等における安全確保の支援(移動・安全確保・健康確保・周囲配慮等) ☐ 校内における生活指導の支援(日常生活・安全確保・健康確保・給食・トイレ等) ☐ 上記のほか、学校長が学校生活に関して必要と認める業務(打合せ・書類作成等)						支援した児童生徒数(学級数) 人 () 付記	

記入上の注意

1. 実際に勤務した内容について記入すること。
2. 勤務時間が6時間を超える場合は、休憩時間を45分取得すること。なお、勤務時間数には含めない。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 7 号

おいらせ町教育相談支援員設置要綱の一部を改正する訓令について

おいらせ町教育相談支援員設置要綱（令和2年おいらせ町教育委員会訓令第7号）の一部を改正する訓令を別紙のとおり定める。

令和7年3月27日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

教育相談支援員の勤務時間の上限を引き上げることに伴う手当及び休暇の改正並びに、勤務に関する提出書類について、記入内容等の見直しにより様式の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町教育相談支援員設置要綱の一部を改正する訓令

おいらせ町教育相談支援員設置要綱（令和２年おいらせ町教育委員会訓令第７号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項の「１５時間以内」を「２５時間以内」に、「４２０時間以内」を「８４０時間以内」に改める。

第２０条を第２２条とし、第１２条から第１９条までを２条ずつ繰り下げ、第１１条の次に次の２条を加える。

（期末手当）

第１２条 教育相談支援員であつて、６月１日及び１２月１日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する者のうち、各基準日の１箇月以前から任用され、かつ任用時における任用期間が６箇月以上（任期の更新又は再度任用により任用期間が６箇月以上となることが見込まれる場合を含む。）であつて、１週間当たりの勤務時間が１５．５時間以上であるものには、期末手当を支給する。ただし、基準日に育児休業をしている教育相談支援員のうち、基準日以前６箇月以内の期間において勤務した期間がない教育相談支援員については支給しない。

２ 期末手当の額は、期末手当基礎額に給与条例第２６条第２項本文の期末手当基礎額に係る支給割合を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- （１）６箇月 １００分の１００
- （２）５箇月以上６箇月未満 １００分の８０
- （３）３ヶ月以上５箇月未満 １００分の６０
- （４）３箇月未満 １００分の３０

３ 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在において、それぞれの基準日以前６箇月以内の教育相談支援員として在職期間における報酬（第９条及び第１０条に定める時間外労働報酬及び休日労働報酬を除く。）の１月当たりの平均額とする。

４ 前３項に定めるほか、教育相談支援員の期末手当の支給については、給与条例の規定による期末手当の例による。

（勤勉手当）

第１３条 教育相談支援員であつて、基準日にそれぞれ在職する者のうち、各基準日の１箇月以前から任用され、かつ任用時における任用期間が６箇月以上（任用期間の更新又は再度任用により任用期間が６箇月以上となることが見込まれる場合を含む。）であつて、１週間当たりの勤務時間が１５．５時間以上であるものには、勤勉手当を支給する。ただし、基準日に育児休業をしている教育相談支援員のうち、基準日以前６箇月以内の期間において勤務した期間がない教育相談支援員については、支給しない。

２ 勤勉手当の額は、基準日において勤勉手当基礎額に第４項の期間率及び第５項の成績率を乗じて得た額とする。

３ 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において、それぞれの基準日以前６箇月以内の教育相談支援員として在職期間における報酬（第９条及び第１０条に定める時間外報酬及び休日労働報酬を除く。）の１月当たりの平均額とする。

４ 勤勉手当の期間率は、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の勤務時間の次の

各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月15日以上6箇月未満 100分の95
- (3) 5箇月以上5箇月15日未満 100分の90
- (4) 4箇月15日以上5箇月未満 100分の80
- (5) 4箇月以上4箇月15日未満 100分の70
- (6) 3箇月15日以上4箇月未満 100分の60
- (7) 3箇月以上3箇月15日未満 100分の50
- (8) 2箇月15日以上3箇月未満 100分の40
- (9) 2箇月以上2箇月15日未満 100分の30
- (10) 1箇月15日以上2箇月未満 100分の20
- (11) 1箇月以上1箇月15日未満 100分の15
- (12) 15日以上1箇月未満 100分の10
- (13) 15日未満 100分の5
- (14) 0日 0

5 勤勉手当の成績率は、常勤の職員の成績率との権衡等を考慮して別に定める割合とする。

6 前5項に定めるほか、教育相談支援員の勤勉手当の支給については、給与条例の規定による勤勉手当の例による。

別表第1及び別表2を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

年次有給休暇

1週間の 勤務日数	1年間の所定勤務日 数	継続勤務年数						
		0.5年	1.5年	2.5年	3.5年	4.5年	5.5年	6.5年以上
4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日

別表第2（第6条関係）

病欠休暇

1週間の勤務日数	1年間の所定勤務日数	日数	有給無給の別
4日	169日～216日	7日	無給

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第5条関係）

教育相談支援員勤務計画表（ 年 月分）

						校長確認印		担当確認印	
学校名				氏 名					
日 付	曜 日	勤務時間	備 考		日 付	曜 日	勤務時間	備 考	
1 日		時間			17 日		時間		
2 日		時間			18 日		時間		
3 日		時間			19 日		時間		
4 日		時間			20 日		時間		
5 日		時間			21 日		時間		
6 日		時間			22 日		時間		
7 日		時間			23 日		時間		
8 日		時間			24 日		時間		
9 日		時間			25 日		時間		
10 日		時間			26 日		時間		
11 日		時間			27 日		時間		
12 日		時間			28 日		時間		
13 日		時間			29 日		時間		
14 日		時間			30 日		時間		
15 日		時間			31 日		時間		
16 日		時間			勤務時間数			勤務 日数	日

※当月の初日の勤務日までに学務課に提出すること。ただし、4月または新たに採用された月は、採用となった日から10日以内に提出すること。

様式第3号及び様式第4号中「第15条関係」を「第17条関係」に改め、様式第5号及び様式第6号を次のように改める。

様式第5号（第19条関係）

教育相談支援員出勤簿（ 年 月分）

学校名		氏 名		印	
-----	--	-----	--	---	--

No.	勤務日(曜日)	勤務時間		時間	休暇時間	
1	日 ()	時 分 ~ 時 分	時間	時間	☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給()	☐ 特休・無給
2	日 ()	時 分 ~ 時 分	時間	時間	☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給()	☐ 特休・無給
3	日 ()	時 分 ~ 時 分	時間	時間	☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給()	☐ 特休・無給
4	日 ()	時 分 ~ 時 分	時間	時間	☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給()	☐ 特休・無給
5	日 ()	時 分 ~ 時 分	時間	時間	☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給()	☐ 特休・無給
6	日 ()	時 分 ~ 時 分	時間	時間	☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給()	☐ 特休・無給
7	日 ()	時 分 ~ 時 分	時間	時間	☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給()	☐ 特休・無給
8	日 ()	時 分 ~ 時 分	時間	時間	☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給()	☐ 特休・無給
9	日 ()	時 分 ~ 時 分	時間	時間	☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給()	☐ 特休・無給
10	日 ()	時 分 ~ 時 分	時間	時間	☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給()	☐ 特休・無給
11	日 ()	時 分 ~ 時 分	時間	時間	☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給()	☐ 特休・無給
12	日 ()	時 分 ~ 時 分	時間	時間	☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給()	☐ 特休・無給
13	日 ()	時 分 ~ 時 分	時間	時間	☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給()	☐ 特休・無給
14	日 ()	時 分 ~ 時 分	時間	時間	☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給()	☐ 特休・無給
15	日 ()	時 分 ~ 時 分	時間	時間	☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給()	☐ 特休・無給
16	日 ()	時 分 ~ 時 分	時間	時間	☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給()	☐ 特休・無給
17	日 ()	時 分 ~ 時 分	時間	時間	☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給()	☐ 特休・無給
18	日 ()	時 分 ~ 時 分	時間	時間	☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給()	☐ 特休・無給
19	日 ()	時 分 ~ 時 分	時間	時間	☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給()	☐ 特休・無給
20	日 ()	時 分 ~ 時 分	時間	時間	☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給()	☐ 特休・無給
21	日 ()	時 分 ~ 時 分	時間	時間	☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給()	☐ 特休・無給
勤務日数		日	勤務時間数	時間	4月からの 累計勤務時間数	

記入上の注意

1. この出勤簿は、実際の勤務時間について記入すること。
2. 勤務時間が6時間を超える場合は、休憩時間を45分取得すること。なお、勤務時間数には含めない。

教育相談支援員日誌(年 月分)

学校名		氏名		校長確認印		担当確認印	
勤務 日 時	日 始 時 分 から () 終 時 分 まで	勤務 時間	休憩 時間	休憩 時間	休憩 時間	休憩 時間	☐ 年次有給休暇 ☐ 特休・有給() ☐ 特休・無給()
生徒名		内容 (該当に☐)				付 記	
年 組 氏名 男・女	☐ 生徒の悩み相談、話し相手 ☐ 家庭と学校の連携の支援 ☐ 学校の教育活動の支援 ☐ 上記のほか、学校長が学校生活 に関して必要と認める業務						
学校・電話・家庭 ・その他()		()					
年 組 氏名 男・女	☐ 生徒の悩み相談、話し相手 ☐ 家庭と学校の連携の支援 ☐ 学校の教育活動の支援 ☐ 上記のほか、学校長が学校生活 に関して必要と認める業務						
学校・電話・家庭 ・その他()		()					
年 組 氏名 男・女	☐ 生徒の悩み相談、話し相手 ☐ 家庭と学校の連携の支援 ☐ 学校の教育活動の支援 ☐ 上記のほか、学校長が学校生活 に関して必要と認める業務						
学校・電話・家庭 ・その他()		()					
年 組 氏名 男・女	☐ 生徒の悩み相談、話し相手 ☐ 家庭と学校の連携の支援 ☐ 学校の教育活動の支援 ☐ 上記のほか、学校長が学校生活 に関して必要と認める業務						
学校・電話・家庭 ・その他()		()					
年 組 氏名 男・女	☐ 生徒の悩み相談、話し相手 ☐ 家庭と学校の連携の支援 ☐ 学校の教育活動の支援 ☐ 上記のほか、学校長が学校生活 に関して必要と認める業務						
学校・電話・家庭 ・その他()		()					
特記事項							

(裏)

相談者	内容 (該当に☑)	付 記
年 組 氏名 男・女	☐ 生徒の悩み相談、話し相手 ☐ 家庭と学校の連携の支援 ☐ 学校の教育活動の支援 ☐ 上記のほか、学校長が学校生活 に関して必要と認める業務	
学校・電話・家庭 ・その他()	()	
年 組 氏名 男・女	☐ 生徒の悩み相談、話し相手 ☐ 家庭と学校の連携の支援 ☐ 学校の教育活動の支援 ☐ 上記のほか、学校長が学校生活 に関して必要と認める業務	
学校・電話・家庭 ・その他()	()	
年 組 氏名 男・女	☐ 生徒の悩み相談、話し相手 ☐ 家庭と学校の連携の支援 ☐ 学校の教育活動の支援 ☐ 上記のほか、学校長が学校生活 に関して必要と認める業務	
学校・電話・家庭 ・その他()	()	
年 組 氏名 男・女	☐ 生徒の悩み相談、話し相手 ☐ 家庭と学校の連携の支援 ☐ 学校の教育活動の支援 ☐ 上記のほか、学校長が学校生活 に関して必要と認める業務	
学校・電話・家庭 ・その他()	()	
年 組 氏名 男・女	☐ 生徒の悩み相談、話し相手 ☐ 家庭と学校の連携の支援 ☐ 学校の教育活動の支援 ☐ 上記のほか、学校長が学校生活 に関して必要と認める業務	
学校・電話・家庭 ・その他()	()	
年 組 氏名 男・女	☐ 生徒の悩み相談、話し相手 ☐ 家庭と学校の連携の支援 ☐ 学校の教育活動の支援 ☐ 上記のほか、学校長が学校生活 に関して必要と認める業務	
学校・電話・家庭 ・その他()	()	
年 組 氏名 男・女	☐ 生徒の悩み相談、話し相手 ☐ 家庭と学校の連携の支援 ☐ 学校の教育活動の支援 ☐ 上記のほか、学校長が学校生活 に関して必要と認める業務	
学校・電話・家庭 ・その他()	()	

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 8 号

おいらせ町立学校体育施設利用規程の一部を改正する告示について

おいらせ町立学校体育施設利用規程（平成18年おいらせ町教育委員会告示第1号）の一部を改正する告示を別紙のとおり定める。

令和7年3月27日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

施設利用に伴う注意事項の見直し及び利用申請書の様式の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町立学校体育施設利用規程の一部を改正する告示

おいらせ町立学校体育施設利用規程（平成18年おいらせ町教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第4条関係）

町立学校体育施設利用申請書

決 裁	教育長	課 長	補 佐	室 長	課 員
利 用 の 目 的					
利 用 し た い 施 設		おいらせ町立 学校 体育館・グラウンド			
利 用 日 時		令和 年 月 日 () 時 分から 令和 年 月 日 () 時 分まで			
参 集 人 員		人、(うち、小学生以下 人、中学生以上 人)			
利 用 団 体 名				指導者氏名	
おいらせ町立学校体育施設利用規程を誠実に履行することを誓約いたします。 上記のとおり利用したいので御許可くださるようお願いいたします。 令和 年 月 日 利用責任者 住 所 _____ 氏 名 _____ 連絡先 _____ おいらせ町教育委員会教育長 様					
施 設 の 長 の 意 見 (校 長)		学校長 _____ ㊟			

許 可 証	1 借用以外の施設に立ち入らないでください。 2 後始末をしてください。(消灯、施錠の確認を含む) 3 施設の破損については、すみやかにお知らせください。 4 携帯番号等の充電はご遠慮ください。 5 飲酒、喫煙をしないでください。 6 時間を厳守してください。 7 施設のカギは、その都度返却してください。 1) 土曜日、日曜日、祝祭日、長期休業日 9:00～17:00 2) 早朝 5:00～ 7:00 3) 夜間 17:00～21:00 1) 百石小、甲洋小、百石中……教育委員会学務課(役場分庁舎2階) 2) 下田小、木内々小、下田中……町民交流センター 3) 木ノ下小、木ノ下中学校……北公民館				
	許 可 番 号	令和 年 月 日	第	号	

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

報告第 1 号

令和7年第1回おいらせ町議会定例会報告について

先に行われた、令和7年第1回おいらせ町議会定例会の概要（教育委員会関係分）について報告する。

1 会 期

令和7年3月6日（木）～13日（木） 8日間

2 一般質問事項

● 学務課

質問事項なし

● 社会教育・体育課

（1）二十歳の記念式典について

- ・ 現在、行われている式典や祝賀会はいつ頃からこの形式となったか、集合写真を記念品としているが、参加されない方へはどのような対応しているのか。
- ・ 障害のある二十歳の方へのお祝いについて、どのように対応されているか。

3 提出議案（予算関係を除く）

● 学務課

- ・ 提案なし

● 社会教育・体育課

（1）専決処分報告について

- ・ いちよう公園体育館外壁等改修工事請負契約の変更契約の締結について
- ・ いちよう公園体育館照明器具改修工事請負契約の変更契約の締結について

（2）契約変更議案について

- ・ いちよう公園テニスコート人工芝等更新工事請負契約の変更契約の締結について
- ・ いちよう公園体育館外壁等改修工事請負契約の変更契約の締結について

※ 総務課提案 教育委員会委員の任命につき同意を得ることについて

4 一般会計補正予算

● 学務課関係（歳出）

【単位：千円】

項	目	補正前	補正額	計
教育総務費	教育委員会費	744	△150	594
	事務局費	188,620	△13,711	174,909
小学校費	学校管理費	218,384	△8,526	209,858
	教育振興費	68,760	△7,074	61,686
	学校建設費	6,229	34,190	40,419

中学校費	学校管理費	123,625	△4,668	118,957
	教育振興費	11,761	△521	11,240
	学校建設費	458,079	△11,995	446,084
保健体育費	学校給食運営費	299,173	△2,118	297,055
計		1,375,375	△14,573	1,360,802

(主なもの)

- ・ 小学校 5 校防犯施設整備工事費 (令和 7 年度繰越) 31,114 千円
- ・ 中学校 3 校防犯施設整備工事費 (令和 7 年度繰越) 19,080 千円
- ・ 各種事業の支出見込額の精査による増額又は減額補正

● 社会教育・体育課関係 (歳出)

【単位：千円】

項	目	補正前	補正額	計
社会教育費	社会教育総務費	92,198	△1,480	90,718
	公民館費	44,171	△433	43,738
	みなくる館費	4,013	△110	3,903
	図書館費	107	0	107
	大山将棋記念館費	1,854	0	1,854
	文化財保護費	22,491	△127	22,364
	埋蔵文化財発掘調査費	8,930	△895	8,035
	みなくる館等施設費	70,609	0	70,609
保健体育費	保健体育総務費	41,532	1,285	42,817
	体育施設費	481,624	△49,622	432,002
計		767,529	△51,382	716,147

(主なもの)

- ・ いちよう公園体育館照明器具改修工事見込額の精査による減額 △33,374 千円
- ・ 各種事業の支出見込額の精査による増額又は減額補正

5 令和 7 年度一般会計当初予算

● 学務課関係 (歳出)

【単位：千円】

項	目	本年度	前年度	比較
教育総務費	教育委員会費	744	744	0
	事務局費	194,417	182,549	11,868
小学校費	学校管理費	130,710	177,005	△46,295
	教育振興費	36,785	64,822	△28,037
	学校建設費	0	6,229	△6,229
中学校費	学校管理費	96,563	107,671	△11,108
	教育振興費	22,166	10,853	11,313
	学校建設費	500,106	394,704	105,402
保健体育費	学校給食運営費	306,202	297,850	8,352
計		1,287,693	1,242,427	45,266

(主なもの)

- ・ 中学校 3 校校務支援システム導入費 (クラウド使用料) 15,000 千円
- ・ 中学校 3 校教科用図書改訂に伴う教師用教科書・指導書購入費 8,363 千円
- ・ 木ノ下中学校講堂改築工事費 (本体工事) 421,417 千円
- ・ 木ノ下中学校講堂外構工事費 43,032 千円

● 社会教育・体育課関係 (歳出)

【単位：千円】

項	目	本年度	前年度	比較
社会教育費	社会教育総務費	91,934	93,914	△1,980
	公民館費	80,523	43,047	37,476
	みなくる館費	26,513	2,814	23,699
	図書館費	107	107	0
	大山将棋記念館費	1,756	1,760	△4
	文化財保護費	22,121	21,110	1,011
	埋蔵文化財発掘調査費	12,509	8,905	3,604
	みなくる館等施設費	70,419	70,609	△190
保健体育費	保健体育総務費	33,077	35,485	△2,408
	体育施設費	224,077	440,628	△216,551
計		563,036	718,379	△155,343

(主なもの)

- ・ 北公民館外壁等改修工事費 19,899 千円
- ・ 北公民館照明器具改修工事費 7,370 千円
- ・ 東公民館照明器具改修工事費 18,370 千円
- ・ みなくる館照明器具改修工事費 23,419 千円
- ・ いちよう公園多目的グラウンド照明器具改修工事費 47,254 千円
- ・ 下田公園野球場クレイ舗装等改修工事費 99,209 千円

6 令和 7 年度奨学資金貸付事業特別会計当初予算

● 学務課 (歳出)

【単位：千円】

項	目	本年度	前年度	比較
奨学資金貸付事業費	奨学資金貸付事業費	17,567	19,140	△1,573

- ・ 奨学資金貸付金 15,840 千円
貸付予定者数 新規 19 名、継続 17 名、計 36 名

7 その他質問 (答弁) 事項等

※ 両課長口頭説明

報告第 2 号

令和7年度おいらせ町教育委員会会計年度任用職員の任用について

令和7年度においらせ町教育委員会において任用する会計年度任用職員を報告する。

1 フルタイム会計年度任用職員

配属先	職 種	氏 名
社会教育・体育課 阿光坊古墳館	学芸員	村 井 啓 美

・ 任期 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 パートタイム会計年度任用職員

配属先	職 種	氏 名
学務課	一般事務	藤 本 瞳
社会教育・体育課	一般事務	高 原 由美子
学務課 下田小学校	特別支援教育支援員	坂井田 慶 子
学務課 下田小学校	特別支援教育支援員	岡 林 淳 子
学務課 木内々小学校	特別支援教育支援員	小笠原 牧 子
学務課 木内々小学校	特別支援教育支援員	高 山 環 奈
学務課 木内々小学校	特別支援教育支援員	長谷地 聡 子
学務課 木ノ下小学校	特別支援教育支援員	前 川 幸 枝
学務課 木ノ下小学校	特別支援教育支援員	泉 美歌子
学務課 木ノ下小学校	特別支援教育支援員	柏 崎 美津子
学務課 木ノ下小学校	特別支援教育支援員	大 柳 育 代
学務課 木ノ下小学校	特別支援教育支援員	岩 見 牧 子
学務課 木ノ下小学校	特別支援教育支援員	佐々木 桃 子
学務課 木ノ下小学校	特別支援教育支援員	森 田 ひとみ
学務課 百石小学校	特別支援教育支援員	馬 場 泉
学務課 百石小学校	特別支援教育支援員	堤 貴 久
学務課 百石小学校	特別支援教育支援員	米内口 純 子
学務課 百石小学校	特別支援教育支援員	村 山 通 徳
学務課 甲洋小学校	特別支援教育支援員	望 月 美 紀
学務課 甲洋小学校	特別支援教育支援員	苔米地 郁 子
学務課 下田中学校	特別支援教育支援員	福 原 知 子
学務課 下田中学校	特別支援教育支援員	小笠原 一 男
学務課 木ノ下中学校	特別支援教育支援員	円 子 智恵子
学務課 木ノ下中学校	特別支援教育支援員	向中野 仁
学務課 百石中学校	特別支援教育支援員	前 嶋 かえで

配属先	職 種	氏 名
学務課 百石中学校	特別支援教育支援員	水 木 恵 一
学務課 下田中学校	教育相談支援員	坂井田 裕 子
学務課 木ノ下中学校	教育相談支援員	林 庸 子
学務課 百石中学校	教育相談支援員	三 浦 智 子
学務課 みなくる館	教育相談員	柏 崎 久美子
学務課 みなくる館	教育相談員	田 中 ひさ子
学務課	I C T支援員	加 賀 多加史

- ・ 任期 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 パートタイム会計年度任用職員（短期）

配属先	職 種	氏 名
社会教育・体育課 阿光坊古墳館	整理作業員	堤 靖 子
社会教育・体育課 阿光坊古墳館	整理作業員	種 市 美 香

- ・ 任期 令和7年4月1日から令和7年5月31日まで

学校給食費の額の変更について

原油価格、物価高騰の影響により給食材料費が値上がりしており、令和6年度において8%程度の引上げをしたが、今後も値上がりが見込まれることから、学校給食の栄養基準等の質を維持するため、次のとおり学校給食費の額を引上げる変更をしたので報告する。

1 変更内容

1 食あたりの額及び月額徴収額の8%程度の引上げ

	改正前（月額）	改正後（月額）	差額（月額）
小学校	275 円（4,700 円）	300 円（5,000 円）	25 円（300 円）
中学校	320 円（5,200 円）	350 円（5,700 円）	30 円（500 円）

【参考】

県の平均単価（令和6年4月1日現在）

小学校 290.55 円 、中学校 324.26 円

2 規則改正

おいらせ町学校給食費徴収規則（町長部局）の一部改正

3 施行日

令和7年4月1日

4 その他

学校給食費の額の変更にあたっては、令和6年11月19日に開催した、おいらせ町立学校給食センター運営委員会において、説明等をしております。